

平成26・27年度の保険料率が決定しました

保険料額決定通知書は7月中旬にお届けします

後期高齢者医療の保険料率は、2年ごとに見直されています。このたび、平成26・27年度の保険料率と、保険料額の上限が決定しました。
なお、お一人おひとりの保険料額は、7月中旬にお送りする「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成25年中の所得に応じて、平成26年度の保険料が軽減される場合があります。

①均等割額の軽減
平成25年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が下表の額以下の方

②所得割額の軽減
総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いた額が、58万円（年金収入のみ場合は21万円）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の保険料の軽減措置について

制度に加入する直前に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額も9割軽減され、年額4,760円となります。

問い合わせ
市民安全部保険・医療課
☎43-0501

均等割額の軽減

均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等（被保険者+世帯主）の基準	軽減割合（軽減後の均等割額）
被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割軽減（4,760円）
基礎控除額（33万円）以下	8.5割軽減（7,140円）※
「基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数」で算出した額以下	5割軽減（23,801円）
「基礎控除額（33万円）+45万円×被保険者の数」で算出した額以下	2割軽減（38,082円）

※本来は7割軽減ですが、経過措置により平成26年度は8.5割の軽減となります。

平成26年度 がん検診推進事業（子宮頸がん・乳がん）

【特定年齢の方に無料クーポン券をお届けします】

国の「がん検診推進事業」により、表の年齢の方は個人負担金が無料となります。対象となる方には、5月下旬に無料クーポン券をお届けしていますので、ご確認のうえ、受診してください。

無料クーポン券発行の基準日

平成26年4月20日現在で加東市に住居のある方。 ※平成26年4月20日以降に加東市へ転入された方は、転入前の市町で発行された無料クーポン券と引き換えますので、健康課までご連絡ください。

1 子宮頸がん検診（女性のみ）

対象年齢等	生年月日
21歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日生
23～26歳	対象年齢のうち過去に受診していない方 昭和63年4月2日～平成4年4月1日生
28～31歳	昭和58年4月2日～昭和62年4月1日生
33～36歳	昭和53年4月2日～昭和57年4月1日生
38～41歳	昭和48年4月2日～昭和52年4月1日生

2 乳がん検診（女性のみ）

対象年齢等	生年月日
41歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生
43～46歳	対象年齢のうち過去に受診していない方 昭和43年4月2日～昭和47年4月1日生
48～51歳	昭和38年4月2日～昭和42年4月1日生
53～56歳	昭和33年4月2日～昭和37年4月1日生
58～61歳	昭和28年4月2日～昭和32年4月1日生

受診期間 平成26年6月～12月
受診について 無料クーポン券と共にお送りしている資料等で、受診できる検診機関や無料クーポン券の使用方法等をご確認のうえ、受診してください。
問い合わせ 市民安全部健康課（保健センター） ☎43-0435・42-2800

平成26・27年度 保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{①所得割額} \\ (\text{平成25年中の総所得金額等} \times -330,000\text{円}) \times 9.70\% \\ + \\ \text{②均等割額} \\ 47,603\text{円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{①+② 26年度保険料額} \\ (\text{最高限度額}57\text{万円}) \end{matrix}$$

※総所得金額等とは、収入額から控除額を差し引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含まれません。

福祉医療費受給者証が新しくなります

現在お持ちの受給者証が、7月1日から新しい受給者証に変わります。

平成25年中の所得を確認後、該当する受給者の方のみならず、新しい受給者証を6月末までにお送りします。

該当する受給者証

- 重度障害者医療費受給者証
- 高齢重度障害者医療費受給者証
- 乳幼児等医療費受給者証
- 0歳児から小学校3年生まで
- こども医療費受給者証
- ※ 小学校4年生から中学校3年生まで

◎各健康保険発行の高齢受給者証（白色）をお持ちの方は、今回の更新対象ではありません。

問い合わせ
市民安全部保険・医療課
☎43-0501

福祉医療費助成制度を変更します

次の助成制度について、平成26年7月から自己負担割合や対象者などを見直します。

老人医療費助成事業

国の医療制度の見直しにより、70～74歳の自己負担割合が2割とされることに伴い、65～69歳の方を対象とする自己負担割合等を改正します。

●誕生日が昭和24年7月1日以降の方

区分	自己負担割合	負担限度月額
I	2割	外来 8,000円 入院等 15,000円
II	2割	外来 12,000円 入院等 35,400円

※誕生日が昭和24年6月30日以前の方は、変更ありません。

- ・区分Iの方は1割の自己負担、負担限度月額 外来8,000円、入院等15,000円
- ・区分IIの方は2割の自己負担、負担限度月額 外来8,000円、入院等24,600円

母子家庭等医療費給付事業

子どもへの医療費助成の制度充実と、母子（父子）世帯等と他の世帯との均衡を図るため、対象を重点化します。

●対象者

- ・児童扶養手当が全部支給されている母（父）または養育者と児童
 - ・児童扶養手当が一部支給されている世帯の児童
 - ・市町村民税が非課税で、所得等の合計額が80万円以下の母（父）または養育者と児童
- ※ここでいう児童とは、中学校卒業後、18歳に達する年度の3月31日を迎えるまでの方を指します。

●一部負担金

区分	外来	入院等
一般	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回までの負担	1割負担 負担限度月額 3,200円
低所得	変更なし ※1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回までの負担	変更なし ※1割負担 負担限度月額 1,600円

●改正時期

平成26年7月1日
※制度を持続的で安定的な制度とするための見直しです。ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ
市民安全部保険・医療課 ☎43-0501

女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診・集団検診のご案内

加東市では、女性のがん検診を受診される方に受診料の一部を助成します。あなたの健康のために、ぜひ女性のがん検診を受診してください。

子宮頸がん検診（予約不要）

対象者 20歳以上の偶数年齢の方
※年齢基準日：平成27年4月1日現在
日時 6月6日（金）、12日（木）、17日（火）、7月2日（水）、9日（水）、26日（土）（受付時間 13:30～14:30）
場所 加東市役所2階 **検診料** 1,500円



乳がん検診（予約制）

対象者 40歳以上の偶数年齢の方
※年齢基準日：平成27年4月1日現在
場所 加東市役所2階
※受診日時は、申し込まれた方へ個別にお知らせします。
検診料 40歳代 2,300円、50歳以上 1,800円
※後期高齢者医療保険加入者・生活保護受給者は無料です。
※まちぐるみ総合健診と同時に申し込まれた方については、5月上旬に受診票をお送りしています。
※乳がん検診を申し込まれた社地域の方については、7月中に受診票をお送りします。

申し込み・問い合わせ
市民安全部健康課
☎43-0435・42-2800